

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年（平成34年3月31日まで） |
| 有効期間 | 一種（平成34年3月31日まで） |

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
（参考送付先）
各方面本部長
庁内関係各課長

警察庁丁暴発第138号、丁組企発第83号
丁生企発第174号、丁刑企発第46号
丁交企発第83号、丁備企発第102号
丁外事発第94号

平成31年3月22日
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局外事情報部外事課長

課税通報に係る税務当局との連携等について（通達）

課税通報制度については、「暴力団構成員等に対する課税措置の促進について」（平成31年3月22日付け警察庁丙暴発第8号ほか）に基づいて運用することとなったが、同制度における税務当局との連携等については、これまで「課税通報に係る税務当局との連携等について」（平成26年2月25日付け警察庁丁暴発第53号ほか。以下「旧通達」という。）により連絡窓口担当者及び連絡担当者を指定して円滑な運用を図っているところ、引き続き下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 連絡体制について

(1) 連絡窓口担当者

税務当局との連絡責任者として、管区警察局にあつては広域調整部広域調整第一課長又は総務監察・広域調整部広域調整第一課長、都道府県警察にあつては原則として暴力団犯罪取締主管課長を連絡窓口担当者とする。

(2) 連絡担当者

連絡窓口担当者が設置されていない所属については、課税通報に関わる当該事案を担当する所属の長を連絡担当者とする。

2 連携について

(1) 連絡窓口担当者及び連絡担当者は、課税通報を行うに当たり、税務当局と連携し、課税通報の円滑化を図ること。

(2) 連絡窓口担当者及び連絡担当者は、課税通報をより一層効果的に運用するため、平素から、相互に情報を共有するなど、緊密な連携を図ること。

(3) 警視庁、北海道警察本部及び各管区警察局の連絡窓口担当者は、税務当局との連携全般について継続的に協議等を行うため、関係府県警察と十分に協議し、相互に連携の上、対応する税務当局との課税措置連絡会議を少なくとも年1回開催すること。

また、課税措置連絡会議へは、特に税務当局と連携を密にすべき部門の連絡担当者等についても積極的に参加させること。

3 警察庁への報告

- (1) 都道府県警察の連絡窓口担当者は、毎年1月15日までに、前年中に当該都道府県警察が実施した全ての課税通報の実施結果を取りまとめた上、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「警察庁暴力団対策課長」という。）宛てに報告すること。
- (2) 警視庁、北海道警察本部及び管区警察局の連絡窓口担当者は、課税措置連絡会議の開催に当たっては、事前に警察庁暴力団対策課長宛てに開催日程等を報告すること。
- (3) 連絡窓口担当者は、連携強化のための施策等、当該都道府県警察が税務当局と行った連絡実施状況で重要と認められるものについては、警察庁暴力団対策課長宛てに報告すること。